

令和 3 年 1 月 2 9 日開会

総 務 消 防
常 任 委 員 会 会 議 録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

総務消防常任委員会会議録

～～～～～～～～～～

日 程

日 時 令和3年1月29日（金）
組合議会臨時会休憩中
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 審査事項
議案第1号 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 所管事務調査
 - (1) 令和3年度事務局組織機構改正の検討状況について
 - (2) 費目の新設について
 - (3) 大規模投資的事業実施財源積立基金の取扱いについて
 - (4) 鳥取県西部広域行政管理組合公共施設等総合管理計画・個別施設計画及び第7次消防力等整備5ヶ年計画について
- 4 閉 会

～～～～～～～～～～

出席者（8名）

委員長	小 谷	博 徳	副委員長	石 橋	佳 枝
委 員	三 鴨	秀 文	委 員	中 田	利 幸
委 員	森 岡	俊 夫	委 員	井 藤	稔
委 員	杉 谷	洋 一	委 員	上 原	二 郎

～～～～～～～～～～

欠 席 者（0名）

～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

事務局長	三 上	洋	消防局長	藤 山	史 郎
消防局次長兼総務課長	赤 川	紀 夫	事務局総務課長	生 田	公 志

消防局予防課長	安達 憲吾	消防局警防課長	多田 儒司
消防局指令課長	細田 恵誠	消防局主査（警防課）	生田 圭一郎
消防局警防課救急室長	岩田 幸博	事務局総務課長補佐	伏野 哲彦
消防局総務課長補佐	清水 賢一	消防局総務課担当課長補佐	高田 一広

~~~~~

## 事務局の職員

|     |       |    |       |
|-----|-------|----|-------|
| 書記長 | 針田 智子 | 書記 | 堀尾 周作 |
|-----|-------|----|-------|

~~~~~

1 開 会

（午後１時２１分）

○小谷委員長 ただいまより、総務消防常任委員会を開会いたします。

~~~~~

## 2 審 査 事 項

○小谷委員長 それでは、日程２、審査事項に入りたいと思います。先ほど、本会議から付託されました議案１件について、審査をいたします。なお、審査事項は、お手元に配付しております日程書のとおりでございます。それでは、議案第１号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

○安達消防局予防課長 委員長。

○小谷委員長 安達消防局予防課長。

○安達消防局予防課長 それでは、火災予防条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。資料は、令和３年１月組合議会臨時会議案を御覧ください。３枚目の裏面から新旧対照表をつけております。それに従って説明してまいりたいと思います。まず、改正の概要についてですが、今回の改正は電気自動車の充電に用いる急速充電設備についての改正です。急速充電設備の構造及び火災予防上に係る条例制定基準は、総務省令に規定されており、このたびその省令の一部を改正し、充電時の全出力を現在の５０キロワット以下から２００キロワット以下まで拡大することとしました。このため、それに伴う火災予防上必要な措置についても新たな基準が定められたことから、これに合わせ条例を改正しようとするものです。それでは、内容について説明させていただきます。なお、この改正によりまして軽微な字句の修正をしておりますが、その説明については省略させていただきたいと思います。よろしくお願いします。それでは、まず第

11条の2、急速充電設備を御覧ください。第1項で、全出力を200キロワットに拡大しております。その下の第1号で、屋外に急速充電設備を設置する場合、ほかからの火災により容易に延焼しない位置とすることを規定しております。1枚おはぐりいただきまして、第13号で、コネクタの落下防止や、落下しても容易に壊れない措置を、第14号で、ケーブルに冷却液を用いる設備で、液漏れや液の温度の異常を検知した場合の自動停止機能、第15号で、複数の充電ケーブルを有する設備で、切り替えなどの機能に異常を検知した場合の自動停止機能、第16号で、蓄電池を内蔵する設備について、蓄電池の温度や、制御する機能に異常を検知した場合の自動停止機能を、それぞれ火災予防上必要な措置として新設しております。また、一番最後になりますが、第44条、火を使用する設備等の設置の届け出については、おはぐりいただいて、第10号として、急速充電設備を新設し、届け出の義務を課しております。附則として、施行期日は令和3年4月1日です。経過措置としては、2に記載のとおり措置しております。補足資料として、議案第1号参考資料をつけておりますので、参考にさせていただきたいと思います。簡単ですが、火災予防条例の一部を改正する条例についての説明は以上になります。

**○小谷委員長** 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。

**○井藤委員** はい、委員長。

**○小谷委員長** はい、井藤委員。

**○井藤委員** 2、3点お尋ねしたいと思います。これ、省令の改正があって、それでもって、ずっとそれを受けて、制定のあった条例の改正が必要だということでの、今回上程があったというふうに理解しておりますけれども、その上ですね、今回のこの改正というのは、例えば鳥取県でいえば、東部も中部も西部もありますよね。各県内の消防、あるいは県外もかもしれませんけど。やはり、それぞれの組合によって内容が違ってくるんでしょうか、どうでしょうか。それから…、あ、よろしいですか、もう2点ほどちょっと。

**○小谷委員長** どうぞ。

**○井藤委員** はい。それから、ここの改正の中で細かいことなんですが、50キロ、200キロという変更点がありますよね。改正、新たに新設された条例の。ちょっとイメージが湧かないものですから。50キロと200キロと、どれだけ違うんだよということがありますんで、そのあたり、もし説明していただければと思います。それから3点目。これ、最後ですけども。あ、一応、以上2点、お聞きしたいと思います。

**○小谷委員長** 井藤委員。1点目の説明の、県外を含め内容を、差異を知らせていただきたいというのは、県外…。そこのところ、県外というと非常に範囲が広いので。

○井藤委員　というのはですね、ある程度予想はつくんですけど、多分、準則的なものがあらかじめ示されとらへんだろうか、どうだろうかと。あるいは、県下でも東・中・西あるし、西部消防と東部のほうと異なるんだろうか、どうだろうか。ということで質問させていただいております。よろしくお願いします。

○安達消防局予防課長　委員長。

○小谷委員長　安達消防局予防課長。

○安達消防局予防課長　まず、他団体の様子ということでよろしいでしょうか。

○井藤委員　はい。

○安達消防局予防課長　県内3消防局、同一のタイミングでの改正を考えております。内容も同一でございます。で、松江市のほうにも聞き取りをしましたが、同じく同様の動きを取るということでございました。2点目の、50キロワットと200キロワットとの違いというのはどういうことか、ということでございますが、これは、私も技術的に詳しい者ではないので概略しか申せませんが、充電速度、一定量を充電する速度が、50キロと200キロと比べれば、要するに4倍の速度で充電していくと。ある一定の量までバッテリーはそういう速度でいきますが、一定量を超えますと充電速度が極端に落ちますので、一概には言えないのですが、通常40分かかっておったものが、10分でできるようになるというようなニュアンスでおってもらったらよろしいかと思えます。

○井藤委員　はい、分かりました。委員長。

○小谷委員長　井藤委員。

○井藤委員　それで、実際にこの件については、本年の4月1日から施行になるということなんですけども、実際にこれが動き出したときにですね、どのように、現在であれば、例えば私のところであれば、電気自動車等ということですので電気自動車の充電器があって、そこでやりよるんですけど。これが施行だってどんどん採用されるよう、設けられるようになったら、どこがどういうふうになら変わっていくんだろうか、様相的にですね。例えば、現在は燃料はガソリンスタンドでついでますよね。これがいわゆる、どのような形でこの充電施設が入ってくるんだろうか、どのようなことが考えられるだろうか、ということについて1点伺いたいと思います。

○安達消防局予防課長　はい、委員長。

○小谷委員長　安達消防局予防課長。

○安達消防局予防課長　はい。今後の充電器の普及していく場所等ということで、よろしいでしょうか。この充電器には補助が付きましますので、その補助の方向性として、まず市役所であるとか、大型量販店でありますとか、コンビニエンスストア、それから道の駅などの、そういう公共的な施設の場所にまずは取り付けが進むんではなかろうかという方向で進んでいるようです。現状のほうでも、やはりそういうところに設置されておるのが現状です。以上です。

○井藤委員 はい、委員長。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 最後ちょっと足していただきたいと思います。例えば、現在いろんなところでガソリンスタンドがあって燃料を補給しますよね。例えば、例えばですよ。計量器が何台かあって、そこでそれぞれガソリンをセルフなんかでついでにしますけど。そういうような施設の中で、片やガソリンをついで、片やそのいわゆる充電器を使ってというような設置も可能な状態になるんでしょうか、どうでしょうか。

○安達消防局予防課長 はい、委員長。

○小谷委員長 安達消防局予防課長。

○安達消防局予防課長 現状のところではガソリンスタンドと、それから急速充電設備の併設といいますか、そういう現状はないのではないかと承知しております。ただ今後、火災予防上の措置が十分に取られた結果、今後のこととして利便性を考えて、またさらに進んでいくというのはあり得るかもしれませんが、現状では、特に西部消防局管内では現状でございません。

○井藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○小谷委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と声あり〕

○小谷委員長 別にないものと認め、質疑を終わります。続いて、討論を行います。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 別にないものと認め、討論を終わります。これより、本件について採決いたします。議案第1号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○小谷委員長 異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、当委員会に付託されました議案の審査は全て議了いたしました。

~~~~~

3 所 管 事 務 調 査

○小谷委員長 続きまして、日程第3、所管事務調査に入りたいと思います。初めに、(1) 令和3年度事務局組織機構改正の検討状況についてを調査事項といたします。当局より調査事項の説明を求めます。

○生田事務局総務課長 委員長。

○小谷委員長 生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 それでは、令和３年度事務局組織機構改正の検討状況につきまして、御説明を申し上げます。資料は、資料の１番を御覧ください。最初に、組織機構についてでございますが、目的といたしましては、事務局の抱える諸課題に対する事務の推進、事業実施の効率化のため組織機構の改正を行なうものでございます。また、事務局の機能強化のために、分散配置をしております所属の勤務公所を変更するものでございます。諸課題につきましては記載のとおりでございますが、次期一般廃棄物処理施設建設事業につきましては、本日、席上にて配付をさせていただいておりますが、各市町村の１２月議会で議決をいただきました組合規約の改正につきまして、１月１８日付で鳥取県知事より許可を受けております。併せて報告をさせていただきます。資料に戻っていただきまして、２番目の概要でございます。概要は、次期一般廃棄物処理施設の建設事業を推進するための体制整備のほか、記載の⑥番までの内容を改正としております。具体的内容は、おはぐりいただきまして、２ページのほうで説明をさせていただきます。下のほうに組織図を併せて記載しておりますので、そちらも御覧いただきながらお願いします。まず最初に、課の関係でございますが、次期一般廃棄物処理施設建設事業を推進するために、仮称でございますが、ごみ処理施設整備課を新設いたします。これに伴いまして、現在事務を行っております環境資源課のごみ処理広域化推進室は廃止いたします。続いて、所管施設の減少に伴いまして施設工事課と環境資源課を統合いたしまして、施設管理課に再編いたします。次に、担当と課内室の関係でございます。事務局３課の健康管理や庶務関係の事務を集中的に担当するために、総務課企画情報担当を企画厚生担当に改編いたします。これに伴いまして、施設工事課の施設総務担当及び環境資源課の環境総務担当は廃止となります。次に、浄化場と最終処分場の維持管理、固化塩施設の対応及び各施設のあり方検討や跡地利用、そして長寿命化等を集中的に担当するため、施設管理課に環境企画室を新設いたします。次に、施設工事課の施設維持担当を施設管理課の浄化場維持担当に、環境資源課の不燃ごみ処理担当を施設管理課のごみ処理施設維持担当に、それぞれ名称を変更いたします。おはぐりいただきまして、３ページでございます。令和３年度の人員体制につきまして御説明をいたします。方針といたしましては、正職員、再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員、それぞれにつきまして適切な人員となるよう方針を定めておりますが、再任用短時間勤務職員につきましては、アスタリスクで書いておりますとおり、令和３年度は退職と任用辞退のため不在となります。具体の人員数につきましては、（２）番を御覧ください。①番の正職員につきましては、事務局の総務課におきましては総合管理計画の策定完了に伴いまして１名減員いたします。それから施設工事課と環境資源課につきましては、現在２０名の配置でございますが、令和３年度は１５名いたします。これは、浄化場の統合完了によりまして１名

の減と、課の統合によりまして課長職の減。それから、先ほど御説明いたしましたごみ処理広域化推進室の廃止によるものでございます。その下になりますが、令和３年度にはごみ処理施設整備課を新設し、４名体制と考えております。合計で令和２年度３６名の正職員を、令和３年度には３４名の体制とするものでございます。②番、再任用短時間勤務職員につきましては、先ほどの御説明のとおり、令和３年度は不在でございます。おはぐりいただきまして、４ページでございます。会計年度任用職員につきましては、一番上の総務課の事務員といたしまして、ここは再任用短時間勤務職員を充てる予定でございましたが、任用辞退によりまして、１名の増となります。そして、少し下がっていただきまして、表の真ん中になります。受付事務員の、桜の苑というのがございます。こちらは、指定管理者制度への移行が完了いたしますので、窓口業務の廃止に伴いまして会計年度任用職員はゼロとなります。続いて、その下の受付計量・統計事務員につきましては、最終処分場に係ります事務の移管に伴いまして１名の増としております。一つ飛んで、一番下になります。再生工房管理運営員でございますが、これは再生工房の運営方法を変更いたしますので、マイナスの１とさせていただきます。合計で令和２年度が２１名を、令和３年度には１９名の体制とするよう考えております。下がっていただきまして、④番、総人員でございますが、令和２年度は合計で６０名の体制でございましたが、令和３年度には５３名とする予定でございます。簡単でございますが、説明は以上でございます。

○小谷委員長 当局の説明が終わりました。委員の皆さんの質疑、御意見を願いたいいたします。

○中田委員 委員長。

○小谷委員長 中田委員。

○中田委員 内容は分かりましたけれども、この実施の今後のスケジュールですね。これは、所管のところが変わったり名称が変わったりすることによって、議会のほうも所管の関係で条例改正が出てくると思うんですけども、広域議会の場合は、通常ですと限られたときしか議会がないから、そこらへんのことも今後、対応していかなきゃいけないと思います。それについてのお考えを聞いておきたいんですけど。

○生田事務局総務課長 委員長。

○小谷委員長 生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 今後のスケジュールにつきまして御質問がございましたので、お答え申し上げます。この改正は、事務局の組織規則の改正を伴いますので、今議会終了後に速やかに起案をし、管理者決裁の後に市町村へ送付し公布をする予定でございます。公布日は、おおむねでございますが２月の１０日頃になるものと考えております。議員の御質問にもございましたとおり委員会条例に係る案件でございますので、公布の際は各議員へ、その旨をお知らせすること

としております。以上です。

○中田委員 はい、委員長。

○小谷委員長 中田委員。

○中田委員 そうすると、2月の22日の定例議会のところで改正については取り扱うということでもいいんですね。

○三上事務局長 はい、委員長。

○小谷委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 すみません。今、再度の御確認ということの日程でございますけども、今、委員のほうから御発言いただきましたように、次回の2月22日の組合定例会におきまして、その改正ができますように進めてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いします。

○小谷委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。別にないようですので、質疑を終結いたします。次に、(2)費目の新設についてを調査事項といたします。当局より説明を求めます。

○生田事務局総務課長 委員長。

○小谷委員長 生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 それでは、次の費目の新設につきまして御説明を申し上げます。資料は、資料の2を御覧ください。費目を新設する理由でございますが、令和3年度の組織機構改正にあわせまして、次期一般廃棄物処理施設の建設事業、施設のあり方検討、跡地利用の検討等に要する経費を管理するために、令和3年度当初予算におきまして費目を新設するものでございます。2番の、新設する費目及び負担割合でございます。こちらは、下の図のほうで説明をさせていただきます。令和2年度におきまして、一般管理費から支出をしておりました、うなばら荘のあり方検討、白浜浄化場の跡地利用の検討等に要する経費につき、そして企画調整費から支出をしておりました、組合の施設の営繕工事に係る設計・管理等に要する経費と、次期一般廃棄物処理施設の基本構想策定に要する経費、このアンダーラインの部分につきましては、令和3年度におきましては下の2段のところになりますが、施設管理費とごみ処理施設建設費を新設いたしまして、それぞれの事業の予算管理をしていきたいと考えているものでございます。市町村の負担割合につきましては、表の右側を御覧ください。それぞれ、人口割80%、均等割20%でございまして、令和2年度と3年度の負担割合に変更はございません。簡単ですが、説明は以上でございます。

○小谷委員長 当局の説明が終わりました。委員の皆さんの質疑、御意見を願います。

○井藤委員 はい、委員長。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 費目を新設されたと、新たに二つですか。令和3年度から、まあ二

つ増やされて、四つにされたということなんですけど。これは先ほど説明いただきましたように、最初の、3年度の組織改正によっていろいろな重要課題を解決していくのに必要なので、予算の費目も分けられたということだと思うんですけども、これは大体、どうでしょうか。例えばここ、いろいろ事業年度が違いますよね。この重要課題についても、いろいろあると思うんですけど。これは組織改正に合わせたと言われればそうかもしれませんが、事業の進展に伴って、例えば今後また変わってくる可能性はあるのかどうか。あるいは、ある程度いつ頃までの新設といいますか、この費目を使っていくというようなお考えはおありなんでしょうか、どうでしょうか。この点についてちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○**生田事務局総務課長** はい、委員長。

○**小谷委員長** 生田事務局総務課長。

○**生田事務局総務課長** 費目の事業年度ということでのお尋ねでございます。まず施設管理費につきましては、うなばら荘のあり方検討ですとか、白浜浄化場の跡地利用の検討。これにつきましては、速やかに課題が解決できるよう取り組んでまいりたいと考えております。一方で、その下に記載をしております組合の施設の営繕工事、これにつきましては、不燃物処理施設ですとか、あるいは消防の庁舎がございますので、こちらのほうは継続的にやっていくものと考えております。次の、ごみ処理施設建設費につきましては、これは令和14年度の供用開始を目指して新設するものでございますので、その施設の設置が終了するまでは、この費目のほうで執行していきたいというように考えているところでございます。以上です。

○**井藤委員** はい、分かりました。

○**小谷委員長** ほかにありませんか。森岡委員。

○**森岡委員** 今、新設する費目の説明もありまして、それから、一番ちょっと大事なところじゃないかと思うんですが、負担割合なんですよね。80対20、人口割と均等割80対20の割合なんですけど、ごみ処理の建設費等ですね、長期にわたって利用負担をお願いしなきゃいけない費用があるわけですけども、過疎化が進んだりですね、人口が少子高齢化でどんどん減ってきてる中で、この80対20というものの基準、決まっているというか、これで行こうとされているその議論ですね。そういったものが、これまでどのような形で行われているのかというのを教えていただきたいと思います。

○**三上事務局長** 委員長。

○**小谷委員長** 三上事務局長。

○**三上事務局長** 組合の負担割合の議論の経過でございますけれども、まず、御質問のございました次期一般廃棄物処理施設の建設費につきましてでございますが、こちらにつきましては現在、基本構想を策定をさせていただいておるという

状況と併せましてですね、正副管理者会議、また副市町村長会議、この間の会議の中で議論をさせていただいてきたところでございます。で、今回お示しをさせていただいておりますけども、これにつきましては、令和2年の10月19日の副市町村長会議、それから11月4日に開催しております正副管理者会議協議会、さらには、この1月7日に開催いたしました副市町村長会議等におきまして、この方針が確認されまして、この負担割合で向かっていくということになったものでございます。今後につきましてもですね、負担割合につきましては、このようなタイミングを捉えながら適宜また協議をしていくということになっておりますので、今回はそのような背景の下で御説明をさせていただいたということでございます。以上でございます。

○小谷委員長 ほかにありませんか。別にないようですので、質疑を終結します。次に、(3)大規模投資的事業実施財源積立基金の取扱いについてを調査事項といたします。当局より調査事項の説明を求めます。

○生田事務局総務課長 委員長。

○小谷委員長 生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 それでは、大規模投資的事業実施財源積立基金の取扱いにつきまして説明をさせていただきます。資料につきましては、資料の3を御覧ください。大規模投資的事業実施財源積立基金の取扱いにつきましては、令和2年10月19日開催の副市町村長会議におきまして、市町村の手上げ方式を採用した基金積立を行うことが方針決定をされまして、同年11月4日開催の正副管理者会議協議会において方針が確認をされております。当該基金の取扱いにつきまして、市町村と協議をして確認をいたしましたので、その結果を報告をさせていただきます。1番の意向確認の結果でございますが、昨年の12月時点では、基金の積立を選択いただいたところが記載の4市町村ございました。2番の基金の積立でございますが、意向確認の後に、基金の積立を選択された市町村においては、新型コロナウイルス感染症の影響によります財政状況等踏まえまして、基金の積立は当該市町村において行うこととなっております。3番の構成市町村の対応についてでございますが、大規模投資的事業実施に係ります財源積立の取扱いは記載の2点でございますが、市町村における基金の積立、また市町村における過疎対策事業債等の活用、このような形でご準備いただくということでございます。参考といたしまして、構成市町村のほうに御提示いたしました組合の積立計画は、その下の表のとおりでございます。なお、この表につきまして、金額の単位が抜けておりまして、千円単位でございます。誠に申し訳ございませんでした。千円単位でございます。こちらの金額でございますが、各市町村の記載の金額につきましては、施設の建設費を均等20、人口80%で按分をしたものでございまして、建設事業費から補助金と起債、これを除いた部分、いわゆる手出し部分でございます。この金額の合計が32億ほどだということでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○小谷委員長 当局の説明が終わりました。委員の皆さんの質疑、御意見をお伺いいたします。

○石橋委員 はい。

○小谷委員長 石橋委員。

○石橋委員 これは、一般廃棄物の施設を令和14年度に建設し運営するための、建設するための基金ということですよ。これが、総額が令和9年度までの合計が約32億という計算になっているんですが、これが大体、建設にいたる金額というふうに見込まれているのでしょうか。

○生田事務局総務課長 はい。

○小谷委員長 生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 金額の御質問を頂戴しました。こちらの表に書いてございます合計の、表の右下になります合計額につきましては、これは建設のための、市町村の一般財源として必要となる金額でございます。施設整備に係る総額ではございません。

○小谷委員長 ほかにありませんか。

○井藤委員 はい、じゃあ。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 座って失礼します。

○小谷委員長 どうぞ。

○井藤委員 ここの基金の積立ての意向確認結果のところなんですけども、基金積立てを選択された市町村と、それと過疎債による財源の確保を選択された市町村、これは分かれておるわけなんですけども、これについて、いろいろ各市町村の事情はちょっと分かりませんけども、この分かれた理由というのは、どのように把握しておられますでしょうか。例えば、米子市、境港市、日吉津村などは分かりますけども。あ、南部町さんですね。まあ、いろいろな状況はあろうかと思えますけども、大きなその分かれた理由というのは、どのように把握されておりますでしょうか。簡単に結構ですので、教えていただきたいと思います。

○生田事務局総務課長 はい。

○小谷委員長 生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 市町村選択の理由ということでございます。まず、この過疎債の活用ということに関しましては、これまでも組合の各種事業、大規模な事業なんですけども、それぞれ市町村の負担金と起債に分かれるわけですが、その起債部分を、市町村のほうで過疎債で一括で準備をされて広域行政のほうにお支払いをいただくというのは、これまでも通常行われているものでございます。したがって、そういった意味では特別に過疎債をこのたび使うということでもないといひましようか、そういったことでございます。基金の積立を選択していた

だいております米子市・境港市・日吉津村は、過疎の地域の指定がございませんので、過疎対策の事業債を使うことはできないということでございまして、これは普段からそういうような形にはなっているものでございます。簡単ですが、概略としましてはそういうような格好でございます。

○小谷委員長 よろしいですか。

○井藤委員 はい。

○小谷委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 別にないようですので、質疑を終結いたします。次に、(4) 鳥取県西部広域行政管理組合公共施設等総合管理計画・個別施設計画及び第7次消防力等整備5カ年計画についてを調査事項といたします。当局より説明を求めます。

○赤川消防局次長 はい。

○小谷委員長 赤川消防局次長。

○赤川消防局次長 それでは、鳥取県西部広域行政管理組合公共施設等総合管理計画・個別施設計画及び第7次消防力等整備5カ年計画について御説明をいたします。資料は、資料4-1並びに4-2、それから、席上にA4の紙を2枚配付させていただいておりますが、こちらのほうは資料の字が小さくて確認しづらいという指摘がございましたので、拡大版も提示させていただいたところであります。配慮が足りず、申し訳ございませんでした。それでは、まず4-1から説明させていただきたいと思えます。まず、個別施設計画の位置づけとなりますが、本計画は、令和元年8月に策定しました鳥取県西部広域行政管理組合公共施設等総合管理計画、これに掲げます個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画といたしまして、個別施設の状態や維持管理、更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策内容と実施時期を定めるものでございます。1ページ一番上の、まず1番目、対象施設となりますが、表に記載の11施設となります。なお、米子市と境港市がそれぞれ所有します米子消防署と境港消防署につきましては、本計画の対象外となります。2番目、計画期間といたしましては、令和3年度からおおむね10年度までとし、この後説明いたしますが、消防力等整備5カ年計画に合せて適宜計画を見直すことといたしております。対策方針といたしましては、現時点で半数以上のところが築年数40年を経過していますことから、計画的に長寿命化を図っていくこと、あわせて大山消防署並びに江府消防署につきましては、喫緊の課題であります女性施設の整備、仮眠室の個室化などの施設整備も図ることといたしております。2ページを御覧ください。4番、現在の個別施設の状態等ですが、評価といたしましては、ア～ウに記載します点検によるものとししました。また、(2)、劣化度につきましては、程度に合わせてA・B・C・Dランクの評価に分けたところでございます。(3)、各施設の劣化状況の評価の結果につきましては、4ページの表1から15ページの表11まで、11施設について点検をし

ております。5番目、劣化度順位についてですが、(1)、築年数の評価点と、(2)、劣化度評価を点数化した上で合算し、ランクづけしたものであります。結果として、合計点の高い施設が改修の優先度が高いものとなります。その結果につきましては、3ページ上段の総合評価得点の表のとおりとなります。6番目といったしまして、優先順位及び今後の対策内容ですが、優先順位の高い大山消防署と江府消防署につきましては、表の中ですが、築年数が古く劣化の状況も進み、かつ庁舎内が狭隘であることから、早急に大規模な改修が必要であります。また、あわせまして感染防止対策として仮眠室の個室化や、女性用施設の整備等、消防署に必要な環境を整備する必要があります。また特に、江府消防署、下の2行になりますが、県が指定します土砂災害特別警戒区域内でありますことから、今後、移転を伴う建て替えも含めた検討を行いたいなというふうに考えております。3番目から7番目までの出張所につきましては、劣化の状況に応じた改修をいたしたいと考えております。また、8番目の消防局につきましては、非常に規模が大きいものでございまして、費用も高額となることが予測されますので、今後、劣化度の高い箇所を個別に精査して、効果的な改修となるように努めたいと考えております。7番目、実施時期と概算費用ですが、添付した別表を御覧いただけますでしょうか。表のほうは、先ほど説明しました庁舎改修の優先順位の高いほうから順に、左側の欄の上から並べております。また、横の欄につきましては、実施年度を表した改修事業の計画表となります。費用の算出方法ですが、大山消防署につきましては、本組合が算出した金額を計上しておりますが、その他につきましては、総務省が示します公共建築物分類別更新単価に準じ、延床面積一律25万円で計上しております。また設計費につきましては、工事費の20%で算出しております。今後、個別の事業に合わせまして、改修の具体的な内容を検討したいと考えております。続きまして、先ほど触れました消防力等整備5カ年計画について説明いたします。資料4-2を御覧ください。消防力等整備5カ年計画は、中長期的な投資的経費に対しまして、その予定を明らかにするとともに、関係機関との事前調整により円滑な補助事業を実施するなど、消防力の整備が効率的に行われるよう策定しているものでございます。本計画の策定に際しましては、正副管理者会議において承認を得て、広域全体の計画である西部広域市町村圏計画の中で当該年度の事業を提示してまいりましたが、昨年12月開催の決算審査特別委員会において、機材等の整備を定めた本計画を提示するよう指摘がありましたことから、このたび改めて提示するものでございます。なお、先ほど説明しました公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定に伴いまして、このたび、大山消防署と江府消防署の改修に係る事業を本計画に追加するものでございます。2ページを御覧ください。第7次消防力等整備計画の考え方について御説明をさせていただきます。1番目、まず1の目的に記載してある内容ですが、昨今の複雑多様化する火災や大規模な自然災害に対応するための消防力の充実強化

が課題であり、そうした社会情勢や構成市町村の財政状況を踏まえつつ、効率的かつ効果的な消防力の整備の必要性を記しているものでございます。2番目の計画期間ですが、平成30年度から平成34年度、令和4年度までの5カ年としております。3ページを御覧ください。主な施策といたしましては、記載の5項目としております。4番目の施策の概要を項目別に説明いたします。まず、(1)、庁舎の改修につきましては、広域業務が開始されてから40年余りが経過し、大半の庁舎が老朽化していること。また、女性職員の活躍推進のために施設整備が必要なことなどを計画の主体としたところであります。このため本整備計画策定の当初から、構成市町村と老朽化対策に関する協議を重ねてきたところではあります。協議の途上、広域全体として公共施設等総合管理計画を策定することとなったことから、その中で庁舎の老朽化対策を検討することとなりました。そのため、一旦議論をそちらに預けるということとなったものでございます。その後、昨年の公共施設等総合管理計画の策定に続きまして、このたびの消防施設の個別施設計画の策定が完了しましたことから、今回その内容を本計画に反映させるものでございます。続きまして、下のほうになりますが、(2)、消防車両及び資機材等の更新につきましては、構成市町村の財政を考慮し、適宜必要な修繕を行いながら、更新時期を延伸できるものは可能な限り延伸することを基本としております。4ページをおはぐりください。上段になりますが、また更新整備を行う場合には、消防庁や防衛省が行う補助事業を積極的に活用することを基本としております。次に(3)、救急救命士の養成と教育体制の確立及び、(4)、予防技術資格者の養成と立入検査体制の充実強化につきましては、5カ年に限らない長期の目標として捉えておりまして、予算の伴うものについては、協議の上実施することといたしております。次に、5ページ(5)ですが、最後でございますが、高機能消防指令システム及び消防救急無線システムの維持管理につきましては、両システムが消防指令業務の核心部分でありまして、機器障害等によるシステム停止を来すことがないように、適切な維持管理により安定稼働を確保する必要がございます。しかしながら、保守修繕、部分更新などは、いずれも高額な費用を要しますことから、これらの時期や内容などにつきましては、他本部との情報共有や対応業者との積極的な折衝などを継続しつつ、本システムの安定稼働を維持するための計画としております。以上が、本消防力等整備5カ年計画の主だった考え方となります。続きまして、6ページもしくは席上配付のA3の資料を御覧いただけますでしょうか。第7次消防力等整備5カ年計画における事業予定の一覧となります。先ほど本編で説明しました項目順とは若干異なりますが、左端の欄上段から、指令施設の更新、車両の更新、庁舎、そしてそれぞれの内訳を記載しております。このたびは消防施設の個別施設計画が策定されたことから、令和3年度と4年度に、新たに庁舎の設計委託業務及び改修工事を追加するものでございます。説明は最後となりますが、本消防力等整備5カ年計画につきまして

は、昨今の財政状況を踏まえつつ、消防力の整備を遅滞のないよう効率的に実施するために策定しているものであり、冒頭で説明しましたとおり、その結果につきましては、広域の全体計画であります西部広域市町村圏計画実施計画で該当する欄の事業を提示させていただいているところでもございます。以上となりますが、個別施設計画並びに消防力等5カ年計画の説明を終わります。

○小谷委員長 当局の説明が終わりました。委員の皆さんの質疑、御意見を願いたいします。

○井藤委員 はい、委員長。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 2点ほどちょっとお聞きします。これ、今、消防施設の一覧表を見せていただくと、築年数が40年代というのが、11施設の内の7施設になりますよね。これ、先ほどおっしゃっていたように改修経費も随分かかるんだろうなと思うんですけども。これ、どうなんでしょうか。これ、耐用年数といたらおかしいんですけど。それは、おおむねどの程度、要は新築するとしたらどの程度まで経過したものをとということを考えておられますでしょうか。これが1点。それから、もう1点は、先ほど女性消防士の採用ということをおっしゃっていました。で、それに伴う施設の改良といいますかですね、仮眠室や、多分トイレなんかだろうと思うんですけども、そのあたりは、採用計画ですね、採用あるいは目標と言ったらいいかも知れませんが、どの程度の女性消防士を今後採用していられる予定なのか、ということが分かれば教えていただきたいです。

○赤川消防局次長 委員長。

○小谷委員長 赤川消防局次長。

○赤川消防局次長 2点の御質問、まず諸施設の耐用年数でございますが、一般的に行政施設として、あの種類のものにつきましては50年から60年ぐらいで設定されているようでございます。で、今回は40年は過ぎてますので、向こう20年、少なくとも20年は延伸できるような方針に基づき計画をさせていただいております。それから、次に女性職員の件でございますが、目標値を3%と設定しておりますので、おおむね10名程度となりますが、あくまで職員の採用試験の中で採用されますので、近年、女性の職員の受験が若干少なめでございますので、多くの方が受けてくださるようなPRをしたいなというふうに考えております。以上です。

○井藤委員 分かりました。ありがとうございました。

○小谷委員長 ほかにありませんか。別にないようですので、質疑を終結いたします。

~~~~~

## 4 閉 会

○小谷委員長 これをもちまして、総務消防常任委員会を閉会いたします。

(午後 2 時 1 6 分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

総務消防常任委員長

小 谷 博 徳